

# 近世三方楽所の成立過程

山田 淳平

本稿は、近世三方楽所の成立過程を、時期的変遷に即して、応仁の乱以後天正期以前、天正期、慶長期、元和期以降の四期に分けて考察するものである。応仁の乱により朝廷の楽儀は規模が縮小したが、人員的には乱前と変わらず南都楽人・京都楽人の二方による奏演体制が存続していた。天王寺楽人が朝廷に出仕するようになるのは天正期である。その背景には永禄期における南都楽人・京都楽人による奏演体制の不安定化があった。天王寺楽人の登用後、三方楽所による四〇人規模の大規模な楽儀の執行が可能となった。慶長期には朝廷儀礼と並んで、豊国社祭礼にも三方楽所が動員されるようになる。楽人は社領の一部を宛行われ、頻繁に神事に出仕するなど、豊国社は当時の奏演体制の中心的位置をなしていた。この豊国社での楽人動員の規模は、元和期以降には日光東照社などにおける徳川将軍家の祭祀・法会に引き継がれていくことになる。近世三方楽所は、朝儀の再興と天下人の祭祀・法会への動員の双方により、公武の楽儀を担う楽人集団として結集していったのである。

〔キーワード〕 雅楽、南都楽人、天王寺楽人、京都楽人

はじめに

本稿は、近世において公武の奏楽を担った三方楽所の成立過程を明らかにするものである。中世末期から近世初期における三方楽所の成立過程については、安倍季尚の『楽家録』等の記述を基として、応仁の乱により衰退した京都楽人の欠を補うために天正く文禄年間に南都楽人・天王寺楽人を朝廷に登用することによって成立した、などと説明されるのが一般的である。この説明は室町時代後期・戦国時代から江戸時代初期への移り変わりについての大局的な説明にはなり得るが、応仁の乱から天正・文禄期の凡そ一二〇年間の時の流れをこの一文で説明できるのかどうかは疑問である。「鶴崎一九九二」や「坂本一九九四」が応仁の乱後において朝廷における雅楽が断絶するのではなく、むしろ衰退しながらも存続したという点を重視し、応仁く天文期における朝廷での楽儀の消長を明らかにしたように、当該期は単に

衰退の時代として片づけられるのではなく、時期ごとの段階を踏まえて楽人集団の結集の過程を明らかにすべきものである。

中近世移行期の三方楽所については、近世楽制の前提として夙に「平出一九四〇・一九四二」や「西山一九五九」によって概説がなされている。九〇年代以降には実証研究が進められ、「南谷一九九〇」によって天正く慶長期の実態解明が行われ、天王寺楽人の朝廷での活動の始期が天正期であることが明らかにされ、「北堀二〇〇九」は南都楽人の動向から三方楽所の成立を再検討し、豊臣政権期に画期があるとした。いずれも実証に重きを置いた重要な成果であるが、それぞれ天王寺楽人・南都楽人という「一方」の視点からの分析になっており、「三方」の楽所が如何にして成立し、如何に推移したのかという点については議論の余地が残されている。また、三方楽所全体の状況を見渡したものとしては「寺内二〇一〇」がある。三方の楽人間の人的交流から、近世初期の雅楽伝承の在り方について検討を加えたものである

が、『楽家録』や「狛氏新録」といった二次資料に多くを拠っており、実証性には問題が存する。<sup>①)</sup>

如上の研究動向を踏まえ、本稿では、応仁の乱から元和・寛永期までを対象として、同時代史料に基づき成立期の三方楽所の動向を時期的変遷に即して把握し、その上でそれぞれの段階における三方楽所の結集の契機を解明することを試みる。

### 一 天正期以前—南都・京都二方体制の時代—

本章では、天王寺楽人が参入してくる天正期以前の朝廷での奏楽状況を概観した上で、後に三方楽所を形成することとなる南都楽人・天王寺楽人の活動実態を合わせて明らかにする。これにより、三方楽所成立以前における雅楽界の状況を確認し、天正期以降の三方楽所の成立過程を論じる上での前提としたい。

### 朝廷楽儀の状況

まず、画期とされる応仁の乱前後における朝廷への楽人の参勤状況の変化を確認する。応仁の乱の直前、寛正六年（一四六五）一〇月に仙洞御所で催された後小松院三三回忌法華八講では舞楽が行われ、京都楽人三四人、南都楽人一三人（内右方人三人、寺侍一人）の計四七人が参勤している。その役付は次のようなものであった。

#### 【史料一】『山科家礼記』寛正六年十月条<sup>②)</sup>

- 一、楽人散状
  - 笙 (豊原) 郷秋朝臣 (豊原) 村秋朝臣 (豊原) 高秋朝臣 (豊原) 綱秋 (豊原) 峯秋 (豊原) 直秋 (豊原)
  - 賢秋 (豊原) 寛秋 (豊原) 豊原夏秋 豊原統秋 同照秋 (豊原) 縁秋 (豊原)
  - 篳篥 (豊原) 安倍季清 同季継 同季富 同季家
  - 笛 (豊原) 量康 (大神) 量久 (大神) 量音 (大神) 量兼 (大神) 大神量春 大神量益 同量定 同量

### 種

- 鞆鼓 (豊原) 治秋朝臣 大鼓 (豊原) 冬秋 (豊原) 鉦コ 賢秋 三鼓 綱秋
- 舞人散状 (左) 葛衡 (狛) 豊葛 (狛) 近定 (狛) 俊久 (狛) 近継 (狛) 友時 (多) 右忠英 (多) 忠久 (多)
- 多忠朝 同久時 同忠頼 同忠佐
- 打物 則宗 (狛) 茂葛 祐葛 (狛) 大神行重 (多) 同晴定 (西原) 同行頼 (豊)
- 寺侍 玉手国氏
- 中日同前
- 振棒 左 万歳楽 (六人) 太平楽 (奏王義東四人 舞之人義東四人) 陵王 量葛 (右) 鳥蘇 (六人 後六人 二人)
- 狛棒 (六人 二人) 納蘇利 (忠英)

### 「」楽 鳥向楽 登高座 宗明楽 下高座 千秋楽

ここでは、三管及び打物の楽人として京都楽人の豊原・安倍・大神の各氏が出仕し、舞楽に際しては左方の舞には南都楽人の狛氏が、右方の舞には京都楽人の多氏が、打物には右方人大神氏・寺侍玉手氏を含む南都楽人が出仕している。南都・京都の二方の楽人による奏演体制であったことが確認できる。それでは、この二方による奏演体制は応仁の乱を境にどのように変化するのであるか。応仁の乱後、文明年間における楽人の主な奏演機会は、宮中における御楽であった。御楽では天皇や堂上公家の所作が行われる他、地下からは京都楽人が数名から多い時で十数名が参勤していた。<sup>③)</sup> 明応年間には踏歌節会において舞楽が行われるようになるが、例えば参勤人数が明らかとなる明応二年（一四九三）の踏歌節会の役付は次の通りである。

#### 【史料二】『言国卿記』明応二年正月十六日条<sup>④)</sup>

- 一、舞人所作人散状
  - 左 近朝 (狛) 祐葛 (狛) 友員 (狛) 時葛 (豊)
  - 右

忠久<sup>(多)</sup> 久時<sup>(多)</sup> 忠時<sup>(多)</sup> 鉾鉾計所作多久泰<sup>(多)</sup> 大神行則<sup>(多)</sup>

笙 音頭 繁秋朝臣<sup>(豊原)</sup> 朝秋<sup>(豊原)</sup> 豊原益秋

笛 曲以後早出<sup>(天神・山井)</sup> 景康朝臣<sup>(天神・山井)</sup> 音頭 景兼<sup>(天神・山井)</sup> 景益<sup>(天神・山井)</sup> 景俊<sup>(天神・山井)</sup> 大神景隆<sup>(山井)</sup> 同景

範 大鼓 統秋<sup>(豊原)</sup>

この時、舞楽として「音声春庭楽、舞<sup>左</sup>皇帝、右新鳥蘇、<sup>左</sup>春庭花、<sup>右</sup>八仙<sup>四</sup>人、<sup>左</sup>太平楽、右狛柀<sup>四人</sup>」が行われ、京都楽人一六人、南都楽人五人（内右方一人）の計二二人の参勤が認められる。<sup>5)</sup> 応仁の乱前に比べると人数が半減しているものの、左方の舞人として南都楽人が上京し、右方の舞と三管打物は京都楽人が務めるといふ基本的枠組は維持されていることが見て取れる。<sup>6)</sup> 更に時代を下って永禄二年（一五五九）の踏歌節会の出勤人数を見てみよう。

【史料三】『言継卿記』<sup>(7)</sup> 永禄二年正月十六日条

次舞楽、楽屋陣座、舞軒廊、左万歳楽、太平楽、陵王<sup>近時</sup>、右長保楽、地久、納蘇利<sup>忠雄</sup>、三番有之、舞楽人散状、舞左四<sup>真村</sup>、信葛<sup>近時</sup>、狛近重等也、右忠宗<sup>(多)</sup>、久氏<sup>(多)</sup>、久宗<sup>(多)</sup>、多忠雄等也、笙<sup>隆秋</sup>、行員、狛友真、篳篥<sup>近宗</sup>、但代云々、九十八才、秀祐、笛<sup>景長</sup>、俊葛<sup>(山井)</sup>、弘葛<sup>(山井)</sup>、大神景理、太鼓<sup>(山井)</sup>、近定、三鼓氏定、鉦鼓<sup>(山井)</sup>行条等也

三管を担当する南都楽人が見えるなど、南都楽人の比重が増していることが注目されるが、ここに至っても京都楽人七人、南都楽人一三人（右方人を含む）の二〇人が参勤しており、明応期から永禄期に至るまで、南都・京都の二方による奏演体制が存続していたことが分かる。但し、この時期の朝廷における舞楽は散発的に行われているに過ぎず、継続的なものではなかったことには注意を要する。

## 南都楽人の動向

次に南都楽人の動向を見てみよう。応仁・明応期については『大乘院寺社雜事記』<sup>(8)</sup> 及び『多聞院日記』<sup>(9)</sup> に南都楽人に関する記事が散見し、春日若宮祭礼や仏生会といった春日社・興福寺での楽儀の他、長谷寺<sup>(10)</sup>や白毫寺<sup>(11)</sup>・般若寺<sup>(12)</sup>・薬師寺<sup>(13)</sup>・唐招提寺<sup>(14)</sup>など大和の諸寺社で奏楽を行っていることが確認できる。このような中特に注目されるのは、摂津国住吉社の楽人の南都における活動である。次の史料は、文明一五年（一四八三）の春日若宮祭礼に際してのものである。

【史料四】『多聞院日記』文明十五年十一月廿九日条

伶人馬頭舞者、岩見判官重代、然所今度依濁穢祭礼所役不叶、此之趣可同学侶并別会所、無其儀、就衆中令申問、住吉之他請云々

抜頭の舞を代々芝家が務めていたところ、濁穢により参勤が叶わず、住吉から招くことになったというのである。更に翌文明一六年（一四八四）の若宮祭礼ではより深刻な状況が述べられている。

【史料五】『多聞院日記』文明十六年十一月廿二日条

一、伶人之事、依当年之穢病、九人之分令逝去了、近年伶人無人、左右之舞闕如、珍事、適相殘伶人計会無力過法、或逐電或成出家、僅相殘者也、是併衆徒・国民任雅意テ、所配行之諸庄菌得分等令押領故也、寺社之零落只此等之題目也、結句穢病又餓死之間、祭礼之所役子共濁穢之間令闕如、無力任先例住吉伶人ヲ可令他請之由、一藪之伶人召寄別会所令命之、則自伶人方住吉舞人方へ遣飛脚了

これによると、疫病により楽人が多数死亡した上、逐電や出家をする者も多く、わずかな楽人しか残っておらず、それにより祭礼に参仕する楽人が不足

したため、先例によって住吉楽人を招くこととしていたのである。結果、「右ノ舞二人、抜頭一人并筆簾一人」<sup>(15)</sup>を住吉楽人が務めることとなった。この期の南都では、南都楽人の退転により住吉楽人を必要とする状況が生まれていたのである。更に、明応五年（一四九六）に行われた菩提山正曆寺の供養での舞楽に際しても「今度供養冷人事、巨多ニ可給下行之由申、於惣山者少事旨申、当所冷人不事行之間、住吉冷人招請之」<sup>(16)</sup>とされているように、南都楽人が過分な下行を申し立てたため住吉楽人が招請されている。しかも、それに続けて「但人数不足間、当所冷三人以奉書召加之、豊後将監・備前守・但馬守各參勤了」<sup>(17)</sup>とあり、住吉楽人の不足分を南都楽人で補うという逆転現象まで起こっているのである。文明〳明応期の南都においては、南都楽人の欠を補うために住吉楽人が大きな役割を果たしていたと言いうことができるだろう。いわゆる三方楽所以外の楽人の活動として注目すべき事例である。

明応期以降の南都楽人の動向は不分明な部分が多いが、天文二年（一五三三）の仏生会では「伶人面・装束・飾之道具等悉失墜了、一揆取散了、言語道断次第也」<sup>(17)</sup>とされ、永禄九年（一五六六）の若宮祭祀でも住吉楽人が芝家に代わって抜頭の舞の所作をしている。<sup>(18)</sup>更に天正期に至っても、若宮祭祀に使用する抜頭面が、それを所持する芝家が「彼者跡相果」という状態であったため、東大寺から借用されている。<sup>(19)</sup>朝廷での舞楽に当たっては上洛し所役を担っていた南都楽人ではあったが、南都における楽儀の運営及び楽道の相続は必ずしも安定していなかった様子が見て取れる。

### 天王寺楽人の動向

次に天王寺楽人の動向であるが、四天王寺における活動は不分明であるものの、地方での演奏活動が複数見出せる。中世における天王寺楽人の地方への展開については、淡路国賀集八幡宮<sup>(20)</sup>や摂津国勝尾寺等の事例が既に明らかにされているが、応仁の乱後もその活動は続いていた。安芸国厳島社においては、「天王寺冷人葛坊、岡兵部少輔父、蘭式部、東儀因幡守、細々下向ア

リ」<sup>(22)</sup>とされるように度々天王寺楽人が足を運んでおり、文明三年（一四七一）には大秦広喜から神職の野坂安種へ、永正六年（一五〇九）には岡昌歳から「厳島左之舞師」野坂才菊へ舞楽が相伝されるなどの教授活動が見られる。<sup>(24)</sup>また、文明十三年（一四八二）には大和国矢田寺の仁王供養が「天王寺楽人奈良相論」によって延引となるなど大和国への進出が見られる他、紀伊国高野山天野社では文明一六年（一四八四）以降、天王寺楽人を招いての舞楽曼茶羅供が断続的に行われ、更に天文二二年（一五五三）には豊後国宇佐宮の放生会において天王寺楽人が奏楽を行っているなど、各地における幅広い活動が確認できる。特に、厳島社神職に舞曲を相伝したり、天野社において「舞楽十双」<sup>(29)</sup>を行ったりしているなど、春日社・興福寺への参勤が不安定化していた南都楽人に比して、活発な活動を行っていたことが注目される。但し、天文二〇年（一五五二）に周防国の大内義隆が家臣陶隆房に討たれた大寧寺の変で、東儀兼康・蘭広忠・岡昌歳の三人が「戦死」したとされているように、戦乱の中、天王寺楽人とても無傷であった訳ではない。<sup>(30)</sup>

ここまで見てきたように、朝廷においては応仁の乱後も、規模は縮小されるものの、永禄期に至るまで南都楽人・京都楽人の二方による演奏体制が存続していた。但し、南都楽人においては住吉楽人の助力を仰ぐなど、相伝の不安定化も見られた。一方で、天王寺楽人は、天野社や宇佐宮などで奏楽を行い、厳島社へ舞楽の相伝を行うなど積極的な地方展開を見せていた。天王寺楽人のこうした活発な活動が、天正期における朝廷への登用の前提として存することを確認しておきたい。

### 二 天正期―天王寺楽人の参入―

前章で見た朝廷における南都・京都二方体制に変化が訪れるのが天正年間である。『言経卿記』天正七年正月五日条に、禁中の御楽に天王寺楽人の東

儀兼行・蘭広遠・岡公久の三人が参勤したとの記事があり、京都において天王寺楽人の活動が見られるようになる。『歴名土代』によると岡公久は天正六年（一五七八）五月一八日に従五位下に叙されており、『地下家伝』によると蘭広遠が同日に叙爵され、東儀兼行は天正五年（一五七七）一月三日に左衛門少志に任じられている。これらの記事から天王寺楽人の京都への召出は、天正五年～七年の間に行われたものであると考えられる。<sup>(33)</sup>この天王寺楽人の京都における活動の開始時期自体は先行研究で既に明らかにされていることであるが、京都における天王寺楽人の活動が、応仁の乱直後からではなく天正年間まで待たなければならなかったこと、また、多人数を必要とする舞楽ではなくそれまで地下楽人としては原則として京都楽人が参勤していた禁中の御楽から始まっていることは注目に値する。<sup>(35)</sup>このことは、応仁の乱後南都・京都の二方によって保たれてきた奏演体制の行き詰まりと、天王寺楽人を必要とする新たな状況の出来を想起させるからである。よって、天正年間に至ってなぜ天王寺楽人が必要とされたのかが問われなければならない。

その理由を考察するために、永禄期の朝廷における京都楽人・南都楽人の状況を見てみよう。

【史料六】『言継卿記』永禄二年三月廿八日条

仰 永禄二、三、廿七

ちか秋なか／＼さいこくし候て、ほうこういたし候ハす、くせ事におほしめし候、かくたうをも御さいこうさせられ候ハんとおほしめし候ま、やかてまかりくたり候とも、まつさい京いたし候へと、きと申くたされ候へく候よし、心え候て申とて候、かしこ

権そちとのへ

この女房奉書では、京都楽人豊親秋に対して、長期間在国していることが曲

事とされ、楽道再興のために在京することが促されているのである。豊親秋は永禄九年（一五六六）に越前国から一時上洛していることが確認でき、在国すること多年にわたっていたらしい。次に永禄六年（一五六三）の祈禱の御楽の事例を挙げる。

【史料七】『お湯殿の上の日記』永禄六年二月九日条

けふより三日天下の御きたうとて、ふけより千へんの御しやうらく御申にて、御さたありて御かくあり、(略)御人しゆたうしやう御かくはしめのおとこたちみな／＼しこうなり、わかみやの御かたなる、地下の(楽)かく人は昨日のことくけふもまいる、かけまさ御しやうらくはかりにてけいも候はて、そかうてんしゆ候ねはうちまかせられぬ事にて候へとも、御人なきよしやふ申てめしいたす、山しなはまへ／＼よりそかうてんしゆ候ねはきんりの御しよさ申候はぬよし申さるる

ここでは京都楽人山井景理の出仕について述べられているが、本来蘇合香の伝授が済んでいなければ禁裏での所作が許されないと、人数が不足しているため召し出したというのである。御楽のような少数人数による奏楽においても楽人が不足し、相伝が不十分な状態の楽人も必要としている様子が看取できよう。これらのように、永禄期には在国などによって京都楽人の朝廷への奉仕が行き届かない状態になっていたのである。このような状況下で行われたのが前章で見た永禄二年（一五五九）の踏歌節会であり（【史料三】）、そこでは南都楽人が多く召し出されることになった上、更にその翌日に行われた舞御覧では「北京衆不出、南都衆計也」とされているように、南都楽人のみで舞楽が行われているなど、朝廷における南都楽人への依存が強まることとなるのである。しかしそのような中、永禄六年には南都楽人について次のような記事が見られる。

【史料八】『お湯殿の上の日記』永禄六年十一月廿四日条

なら(奈良)のかく人(楽)ちよかんの物みな御(佐)わひ事申て、四(注)つしまて文いたさる、御心のよしおほせらる、

南都楽人が勅勘を受け佗言を申し入れているのである。勅勘の理由は不明であるが、朝儀における南都楽人の比重が高まっている中、その影響は小さくないものであったと考えられる。

これらのように、永禄期には、京都楽人の在国、南都楽人の勅勘という事態により、朝廷における楽所の運用は不安定なものとなっていた。更に「狛氏新録」の伝えるところによると、天正元年（一五七三）の越前一乗谷の合戦において、京都楽人の豊・山井・安倍の各家の当主が討死したとされている。<sup>(39)</sup>このこと自体の真偽の程は分からないものの、いずれにせよ永禄年間、天正初年には南都楽人・京都楽人が不安定な状態に陥っており、それへの対処として天王寺楽人が召し出されたものと考えられる。ここに至って、南都・天王寺・京都の三方による合同奏演体制の下地が整えられることとなったのである。

永禄二年の正月節会・舞御覧以降、朝廷において大人数を要する舞楽は行われなくなり、楽人の奏楽機会は天皇や堂上楽家を中心となって行う御楽などの小規模な楽儀に限られていたが、<sup>(40)</sup>天正初年に天王寺楽人が登用されて以降、再び舞楽が行われるようになった。天王寺楽人も含めた合同奏演が確認できる初めての例は、「れん(作人)しのまい(舞楽)ふかくあり、このふかくもなら(奈良)、せん(天王)わう(寺)寺よりのほりまいらす」とある天正一四年（一五八六）の東御所安鎮舞楽である。<sup>(41)</sup>天正一五年（一五八七）の舞御覧でも「天王寺・南都ヨリ罷上也」とされており、<sup>(42)</sup>天正一六年（一五八八）にも正月節会・舞御覧における舞楽が認められる。<sup>(43)</sup>天正一六年四月の後陽成天皇の聚楽第行幸には三方合(44)わせて四五人の楽人が参勤しており、行幸の路次で「南都・天王寺・京都之楽人」が奏楽を行うとともに、舞楽が催された。天王寺楽人の登用によって

四〇人を超える大規模な舞楽を伴う儀礼の執行が初めて可能になったのである。この聚楽第行幸での舞楽の参勤人数は「行幸於聚楽舞楽目録」という史料から明らかになる。その役付を「表二」に掲げる。これは三方楽所による合同奏演の役付が判明する最も早い事例として重要なものである。ここには京都楽人一〇人、南都楽人一六人、天王寺楽人一五人の三方合(47)わせて四一人の名前が記されており、左方の舞を南都楽人が担当し、右方の舞（左方の採桑老を含む）を天王寺楽人・京都楽人が担当するという、江戸時代に通じる参勤形態が既に成立していることが見て取れる。この後、文禄三年（一五九四）の舞御覧においても「天王子・和州楽人罷上云々」と(48)されており、この天正十年代に三方による奏演体制が定着したことが確認できる。聚楽第行幸での楽人四五人という人数は、後の豊国社祭礼や東照社祭礼にも引き継がれていくものであり、楽人集団の動員の規模もこの時期に定まってきたものと言えよう。<sup>(49)</sup>

ついで、楽人の居住地についても触れておこう。天正年間に禁中における活動が認められる天王寺楽人の岡公久・藪広遠・東儀兼行のうち、天正一〇年（一五八二）には岡公久に「下御所」周辺に家屋敷が与えられ、藪・東儀も家屋敷を所望するなど、<sup>(50)</sup>天王寺楽人のうちで在京して朝廷に参勤する楽人が現れている様子が看取できる。朝廷への動員により、在京する者と、旧来の四天王寺に居住する者という分化の兆しがあらわれているのである。

以上のように、南都・天王寺・京都楽人の三方による奏演体制は天正期に成立したものであった。このこと自体は通説と変わるものではないが、天正期の天王寺楽人の朝廷への登用の背景には、永禄期の朝廷における南都楽人・京都楽人による楽儀の執行の不安定化という問題があったのであり、当該期の朝儀の状況を理解することが重要であると言えよう。

【表一】天正一六年聚楽第行幸舞楽の役付

左方				右方				
曲名	担当	楽人	所属	曲名	担当	楽人	所属	
振鉦	左舞人	(窪) 七郎	南都	振鉦	右舞人	(多) 上野守 (ママ、忠雄)	京都	
万歳楽	舞人	クホ七郎	南都	延喜楽	舞人	多上野守	京都	
	舞人	クホ丹後守 (久保近時)	南都	舞人	藺若狭守 (広遠)		天王寺	
	舞人	辻将監	南都	舞人	多将監		京都	
	舞人	東将監	南都	舞人	(多) 備前守 (忠季)		京都	
	舞人	ウエ越後守 (上近守)	南都	舞人	(多) 豊後守		京都	
	舞人	芝三郎	南都	舞人	(多) 左近		京都	
	笙	辻因幡守 (近朝)	南都	箏篳	東儀筑後守		天王寺	
	笙	千松丸	南都	箏篳	東儀土佐守		天王寺	
	鞆鼓	辻伯耆守 (近次)	南都	箏篳	東儀将監		天王寺	
	大鼓	五郎	南都	箏篳	東儀右京進		天王寺	
	鉦鼓	一郎	南都	笛	岡中務		天王寺	
	箏篳	(久保) 播磨守	南都	笛	(岡) 左京進		天王寺	
	箏篳	将監	京都	笛	山井将監		京都	
	箏篳	クホ将監	南都	笛	岡兵部少輔 (兼政)		天王寺	
	箏篳	宮千代丸	南都	笛	山井長寿丸		京都	
	笛	芝若狭守 (弘葛)	南都	鼓	東儀因幡守 (兼秋)		天王寺	
	笛	(多) 久三	京都	大鼓	千勝丸		京都	
	笛	(多) 豊後守	京都	鉦鼓	東儀十郎		天王寺	
太平洋楽	舞人	クホ七郎	南都	柏梓	舞人	藺肥前守	天王寺	
	舞人	辻将監	南都		舞人	東儀将監		天王寺
	舞人	ウエ越後守	南都		舞人	(藺カ) 将監		天王寺
	舞人	東将監	南都		舞人	東儀右京進		天王寺
	笙	辻因幡守	南都		箏篳	東儀筑後守		天王寺
	笙	千松丸	南都		箏篳	東儀土佐守		天王寺
	笙	小伊登	南都		笛	岡中務		天王寺
	箏篳	クホ播磨守	南都		笛	(岡) 左京進		天王寺
	箏篳	(久保) 丹後守	南都		笛	山井将監		京都
	箏篳	(多) 将監	京都		笛	岡兵部少輔		天王寺
	箏篳	東将監	南都		笛	山井長寿丸		京都
	箏篳	宮千代丸	南都		鼓	東儀因幡守		天王寺
	笛	芝若狭守	南都		大鼓	藺若狭守		天王寺
	笛	(多) 久三	京都		鉦鼓	藺一郎		天王寺
	笛	芝三郎	南都					
	鞆鼓	辻伯耆守	南都					
	大鼓	五郎	南都					
	鉦鼓	一郎	南都					
陵王	舞人	辻因幡守	南都	納蘇利	舞人	多左近	京都	
	笙	東将監	南都		舞人	千勝丸		京都
	笙	辻将監	南都		箏篳	東儀筑後守		天王寺
	笙	千松丸	南都		箏篳	東儀土佐守		天王寺
	箏篳	クホ播磨守	南都		箏篳	東儀将監		天王寺
	箏篳	(久保) 丹後守	南都		笛	岡中務		天王寺
	箏篳	多将監	京都		笛	(岡) 左京進		天王寺

	箏篳	クホ将監	南都
	箏篳	宮千代丸	南都
	笛	芝若狭守	南都
	笛	(上) 越後守	南都
	笛	(多) 久三	京都
	笛	芝三郎	南都
	鞆鼓	辻伯耆守	南都
	大鼓	五郎	南都
	鉦鼓	一郎	南都
採桑老	舞人	東儀因幡守	天王寺
	手引	東儀越前守	天王寺
	笙	藺若狭守	天王寺
	笙	(藺カ) 将監	天王寺
	笙	徳蔵	京都
	箏篳	東儀筑後守	天王寺
	箏篳	(東儀カ) 将監	天王寺
	箏篳	(東儀) 右京進	天王寺
	笛	岡中務	天王寺
	笛	(岡) 左京進	天王寺
	笛	山井将監	京都
	笛	岡兵部少輔	天王寺
	笛	山井長寿丸	京都
	鼓	藺肥前守	天王寺
	大鼓	東儀土佐守	天王寺
鉦鼓	東儀十郎	天王寺	
抜頭	舞人	(窪) 七郎	南都
	楽	南都惣中	南都

	笛	山井将監	京都
	笛	岡兵部少輔	天王寺
	笛	山井長寿丸	京都
	鼓	東儀因幡守	天王寺
	大鼓	東儀右京進	天王寺
	鉦鼓	久松丸	天王寺
古烏蘇	舞人	(藺) 肥前守	天王寺
	舞人	藺将監	天王寺
	舞人	東儀右京進	天王寺
	舞人	(多) 上野守	京都
	舞人	(多) 豊後守	京都
	舞人	(多) 備前守	京都
	箏篳	東儀因幡守	天王寺
	箏篳	(東儀) 筑後守	天王寺
	箏篳	(東儀) 将監	天王寺
	笛	岡左京進	天王寺
	笛	岡兵部少輔	天王寺
	笛	山井長寿丸	京都
	鼓	藺若狭守	天王寺
	鞆鼓	東儀越前守	天王寺
	大鼓	東儀土佐守	天王寺
鉦鼓	藺一郎	天王寺	
還城楽	舞人	東儀将監	天王寺
	楽	天王寺惣中	天王寺
	鞆鼓	(岡) 中務	天王寺
	大鼓	(東儀) 因幡守	天王寺

### 三 慶長期―豊国祭礼の時代―

慶長期には、朝廷と並んで三方楽所の結集を考える上で重要な要素が現れる。東山大仏及び豊国社をめぐる動向である。慶長二年（一五九七）七月一日、善光寺如来が入洛した。この時楽人たちは騎馬にて迎え入れ、東山大仏殿において奏楽を行った。<sup>(51)</sup>これは、慶長年間における東山大仏・豊国社を中心とする奏演体制の幕開けを告げる出来事でもあった。慶長三年（一五九八）八月二二日の大仏堂供養には、伝供として「菩薩廿人・迦陵頻十人・胡蝶十人」が出仕し、あるいは「四部楽人分立」と記されるように、<sup>(54)</sup>相当の大規模な楽人が動員されたことが推察される。<sup>(55)</sup>この大仏堂供養に当たっては朝廷の舞楽道具が使用されたが、それに際して朝廷では諸方から舞楽道具を収集している。興福寺から「<sup>(56)</sup>れい人の道く」を召したのを始めとして、東大寺からは「<sup>(57)</sup>れい人のめんとも」を借り寄せ、法隆寺からは「<sup>(58)</sup>御かくのめん卅」、住吉社からは「<sup>(59)</sup>れいしんのたうく、めんとも」が取り寄せられている。更にこの翌年慶長四年（一五九九）八月の禁裏での舞御覧では舞楽道具の新調が行われており、大仏堂供養を契機として、この時期に用具面での整備が進められたことがうかがえる。

豊国社が成立する慶長四年以降は、豊臣秀吉の祥月である八月には例年舞楽を伴う祭礼が催され、度々楽人が動員されることとなる。この豊国社に出仕した楽人の具体的な中身については慶長六年（一六〇一）の「豊国大明神舞楽人衆御支配帳」<sup>(60)</sup>という史料に詳しい。これによると豊国社



出仕の楽人たちには、豊国社領の祭礼料一〇〇〇石の内三一五石が充当されており「三句并祭礼諸役等無懈怠可被仰付候」と豊国社の諸役を担うべきものとされていた。その人員は、祭礼及び御神供に勤仕する楽人一五人と、祭礼のみに出仕する楽人三〇人の、合わせて四五人から成っていた。ここに記されている楽人の詳細を【表二】に掲げる。ここには、南都・天王寺・京都の楽人、更には南都楽人の右方人(61)の名までが記されており、その動員の範囲は未曾有の規模であった。その具体的な参仕の状況は、豊国社の社僧を務めた神龍院梵舜の日記『舜旧記』や、その兄吉田兼見の日記「兼見卿記」から知ることができる。例えば「兼見卿記」慶長七年十月十八日条に「豊国社神事参勤、楽人已下如毎月」とあるように月々の神事に楽人が参仕しており、その人数は数名から十数名程であった(62)。また、日常的な神事の他、毎年八月には舞楽を伴う祭礼が行われていた。一例を挙げると、慶長五年(一六〇〇)の祭礼は次のような次第であった。

【史料九】『舜旧記』慶長五年八月十七日条

早天湯立男(63)勤之、一釜、次天度祓二百座、同音一座、次伶人舞楽、午刻始、先伶人四十五人左右之廻廊着  
 次乱声、伶人衆出於廻廊拜殿之前二立向而盤渉調音取、奏千秋楽一反、廻廊二帰着、次振掉(64)三節  
 次万歳楽、六人於桜華  
 次延喜楽、六人持於菊華  
 舞終而華奉納于神殿  
 次太平楽、拍鉢  
 次陵王、納曾利

具体的な役付は記されていないものの、「伶人四十五人」が出仕していることが分かる。この規模が、まさに社領の配当を受ける四五人という数字につ

【表二】「豊国大明神舞楽人衆御支配帳」記載の楽人

名目	楽人	配当	所属
御神供楽人	丹後守(久保近時)	牛ヶ瀬村内 15 石	南都
	若狭守(蘭広遠)	牛ヶ瀬村内 15 石	天王寺
	越後守(上近守)	牛ヶ瀬村内 15 石	南都
	伊豆守(岡昌忠)	牛ヶ瀬村内 15 石	天王寺
	出雲守(東儀季兼)	牛ヶ瀬村内 15 石	天王寺
	因幡守(東儀兼秋)	牛ヶ瀬村内 15 石	天王寺
	越前守(多忠重)	牛ヶ瀬村内 15 石	京都
	安芸守(山井景治)	牛ヶ瀬村内 15 石	京都
	隠岐守(豊為秋)	牛ヶ瀬村内 15 石	京都
	但馬守(久保近只)	牛ヶ瀬村内 15 石	南都
	近江守(山井景福)	上久世村内 15 石	京都
	兵庫頭	上久世村内 15 石	不明
	将監	上久世村内 15 石	不明
	飛騨守(安倍季房)	上久世村内 14 石 6 斗 牛ヶ瀬村内 4 斗	京都
石見守(林広康)	上久世村内 8 石 8 斗 7 升 西土川村内 6 石 1 斗 3 升	天王寺	
秋祭礼舞楽衆	甲斐守(多久宗カ)	3 石	京都
	和泉守	3 石	不明
	兵衛尉(東儀兼護カ)	3 石	天王寺カ

将監	3石	不明
芝将監（直葛カ）	3石	南都
辻少志（近弘カ）	3石	南都
北少志	3石	南都右方
肥前守（林広政）	3石	天王寺
林次郎	3石	天王寺
藺少志	3石	天王寺
上野介（多忠雄）	3石	京都
豊前守（多忠辰）	3石	京都
兵衛督	3石	不明
上将監（近直）	3石	南都
窪将監（近次）	3石	南都
中兵衛	3石	南都右方
播磨守（久保カ）	3石	南都カ
越前守（ママ）	3石	不明
東儀将監	3石	天王寺
東儀少志	3石	天王寺
下野守（多忠頼）	3石	京都
対馬守（多久益）	3石	京都
少志	3石	不明
東将監（友隆）	3石	南都
窪少志	3石	南都
新兵庫頭	3石	南都右方
中務（岡カ）	3石	天王寺カ
兵部（岡兼政）	3石	天王寺
伊与守（窪近重）	3石	南都
岡十郎	3石	天王寺

ながって行くのであろう。この後慶長一五年（一六一〇）の豊国社臨時祭においても「天王寺・南都・京都」四五人の出仕が認められる。<sup>(63)</sup>これは慶長三年の禁中での懺法講の舞楽への出仕人数が二四人、慶長四年の舞御覧への出仕人数が二五人であったことに比すると朝廷の楽儀をも凌駕する規模であり、豊国社は慶長期の奏楽体系の中核的存在であったと言いうことができよう。当時の楽人の位置づけは次の史料によく表れている。

【史料一〇】「勸修寺光豊書状草案」〔禁裏御蔵職立入家文書〕<sup>(66)</sup>二一〇

其以来は不能面談、疎遠之至存候、仍来十九日豊国之御神事之由ニ候、就其御幣渡御之由候、衆人衆致供奉、楽儀にて左右ニ行列仕度由申候、内々吉田二位<sup>(兼見)</sup>へも理申候へハ、則<sup>(此等)</sup>神龍院を以貴殿へ御理被申越、出仕候様ニと被申候処ニ、衆人衆供奉無用之様ニ貴殿被仰候由候、何之大社も楽儀在之由候、彼者共行烈仕候ハ、神事之かうさうも可然候はん哉、以御分別被召出尤存候、幸明神之御扶持人之事候間、御馳走專要存候、恐々謹言

追而申候、此儀指出かましく思召候はんすれ共、如御存知、前々より衆人共之儀申沙汰仕候間、如此候、以御分別外間可然様ニ被仰付は、別而於我等可為本望候、以上

（慶長一五年）  
八月十二日

片桐市正殿

これは、慶長一五年の豊国社臨時祭に際して、御幣渡御の行列への楽人の供奉を求めているものであるが、ここで衆人たちは「明神之御扶持人」、すなわち豊国大明神の扶持を受ける存在であるとされているのである。慶長期の三方楽所は、朝廷に奉仕する存

在としてのみならず、豊国社領の配当を受け、豊国社に奉仕する楽人としての枠組も与えられていたことが理解できよう。<sup>(67)</sup>

またこの時期には、踏歌節会や舞御覧といった奏楽を伴う朝儀も度々行われるようになっており、東山大仏・豊国社での楽儀と合わせて三方楽所の出仕機会はいつそうの増加を見せていた。<sup>(68)</sup> このような状況下、南都楽人・天王寺楽人で在京する者もまま見られるようになったようである。慶長八年（一六〇三）段階における在京する楽人の居所を記した「禁裏様楽人衆」の内容を【表三】として掲げる。ここには、京都楽人に加え、南都楽人・天王寺楽人の名が記されており、慶長期には三方の楽人が在京する体制が形成されていたことが分かる。京都楽人及び南都楽人・天王寺楽人のうちで在京する者から成る在京楽人と、旧来の南都・四天王寺にそのまま居住した在南楽人・在天楽人の両在楽人とで構成される「在京両在」の楽人配置がここに形成されつつある様子が看取できる。

京都における楽儀の充実化は、地方に展開していた天王寺楽人の活動にも影響を与えたようで、慶長期には天王寺楽人と厳島社との間で度々やりとりが交わされている。

【史料二】「薬師院某書状」（厳島野坂文書一八一五）

返々蘭殿へ一書にて申度候へ者、御心得頼存候、以上  
態令啓候、秋之（室）いつくしまより一人語申度由、我等御頼候間、堺之（前）やとへ人遣候へ者、御留す二候間、一書にて申入候、此御方と被成御談合、貴所若隙入候ハ、余人にてもし（室）やうおふく人御下向候て可給候、子細之段此御方可被申候、恐々謹言

七月廿四日

薬師院  
（花押）

楽人之  
（林広康）  
右近殿  
まいる 人々御中

ここでは、薬師院なる人物の取次によって、厳島社から天王寺楽人林広康へ、笙の人体の参向が依頼されている。これに対する楽人の返答と思しきものが次の史料である。

【史料二】「天王寺楽人蘭広遠外二名連署書状」（厳島野坂文書一七八三）

尚以罷下儀無念之至候、御□□之節御尋待存候、以上  
従薬師院御折紙之趣、各加披見候、在国之儀尤可罷下□□<sup>(69)</sup>、禁裏様并豊国大明神舞楽切々在之折節□□儀候間、罷成問敷候、此等之趣可有御披露候、恐々謹言

七月廿八日

林右近  
広康（花押）  
東儀四郎

兼秋（花押）  
蘭若狭

広遠（花押）

和田弥左衛門尉殿

ここで天王寺楽人三人は、「在国」、すなわち安芸国へ下向することが尤もであるとしながらも「禁裏様并豊国大明神舞楽切々在之折節」であるので下向は難しいと返答しているのである。更に慶長四年には毛利家の家臣堅田元慶から厳島社の棚守元行へ次のような書状が送られている。

【史料三】「堅田元慶書状」（厳島野坂文書一〇〇〇）

爰元相替事無之候、近日 松寿様御上洛之事候、不申及候へ共、御祈念干要候、以上

御洗米忝頂戴候、毎々御懇意之儀不申得候、随而舞之衣装被差越候、則申付候、次笛吹之事被仰越候、爰元不得隙候、罷下事相成問敷之

【表三】「禁裏様楽人衆」記載の楽人

居住地	楽人	所属
なしの木町	丹後守（久保近時）	南都
なしの木町	但馬守（久保近只）	南都
なしの木町	将監（窪近次か上近直カ）	南都カ
二階町	兵庫	不明
八条宮横町	安芸守（山井景治）	京都
中すし組おうみねのつじ	若狭守（藺広遠）	天王寺
中すし組おうみねのつじ	伊豆守（岡昌忠）	天王寺
中すし組おうみねのつじ	出雲守（東儀季兼）	天王寺
中すし組おうみねのつじ	石見守（林広康）	天王寺
岡本真如堂町	因幡守（東儀兼秋）	天王寺
こかはくみ名おち町	隠岐守（豊為秋）	京都
聚楽くみかいのかみ町	近江守（山井景福）	京都
おうみねのつじ	二郎	不明
二条御池町	下野守（多忠頼）	京都
二条御池町	八郎	不明
貞安のつきぬけ	和泉守	不明
貞安のつきぬけ	豊前守（多忠辰）	京都
とんけいとどの町	対馬守（多久益）	京都
二条半敷町	越前守（多忠重）	京都
二条半敷町	飛騨守（安倍季房）	京都
二条半敷町	右兵衛尉（東儀兼護）	天王寺
ゑひすの町	右近（多忠行カ）	京都カ
扇のさかやの町	甲斐守（多久宗）	京都
むかてやの町	久三郎	不明

※人名批定については〔西山1959〕のものを修正・留保した部分がある。

由申候、然者一人社人衆被差上せ稽古尤候、四五人も其元社役不隙入候者、被差上候て尤候、将亦右之衣装為代、刀脇差其外銀子被差上せ候、長楽寺請取状可進之候、委細此和<sup>（先衛門尉）</sup>田申達候、恐々謹言

堅兵少

元慶（花押）

七月廿七日

元行さま

御報

今度は笛吹の下向が求められていたようであるが、これも楽人の下向が能わないので、厳島社神職を上方へ差登して稽古させるのがよいだろうとされている。これらのように、従来天王寺楽人が安芸国へ下向して楽曲の伝授を行っていたところ、慶長期には朝廷や豊国社での楽儀に動員されることによって、下向が叶わない状況となることが、厳島社をめぐるやりとりから分かるのである。

本章で見たように、慶長期には朝廷のみならず、秀吉を祀る豊国社の楽儀が三方楽所の活動において大きな位置を占めていた。言わば朝廷儀礼と並んで天下人の祭祀への動員によっても三方楽所の結集が促されたのである。こうした動きは、後の徳川將軍家による動員にもつながっていくものであり、公武双方の楽儀を担う集団としての三方楽所の性格は慶長期に確立したものであると断言することができるだろう。

#### 四 元和期以降―徳川將軍家祭祀・法会の時代へ―

最後に元和期以降の動向に一瞥を加えておきたい。大坂の役

後、慶長二〇年（一六一五）七月九日には豊国社の破却が命じられ、祭礼料を含む社領も没収されるなど、楽人は一つの大きな仕事場を喪失することになるが、それにとって代わるように、今度は日光東照社を中心とする徳川將軍家の祭祀・法会に動員されることとなる。既に慶長二〇年閏六月には、豊国社の舞樂装束を用いて二条城で大御所家康・將軍秀忠による舞樂上覧が行われていたが、幕府の祭祀・法会において初めて楽人が動員されたのは、元和三年（一六一七）の日光山の東照社遷宮であった。この遷宮にあたっては、前年の元和二年（一六一六）より、山科家を通して將軍秀忠の着用する装束とともに、楽人の「舞樂御道具」や「舞樂伶人之衣裳」が調進されており、用具面においても相当の整備が為されたことがうかがえる。遷宮に動員された楽人は四五人であり、三方の配分は不明であるが、規模的には豊国社祭礼の規模が引き継がれていた。以後、元和四年（一六一八）の紅葉山東照社遷宮や、元和八年（一六二二）の東照社での家康七回忌などにこの規模が引き継がれていくこととなる。家康七回忌には「舞樂人四十五人、内京都十五人、南都十五人、天王寺十五人」とあるように、この頃には一方一五人宛の体制が整えられていたことが見受けられる。

このように、元和期以降、三方楽所の活動は、將軍家の祭祀・法会を一つの軸として展開していくことになるのであるが、そのような中、かつて豊国社の社僧を務めた神龍院梵舜による次の記述は、当時の楽人集団の位置づけを考える上で示唆に富む。

【史料一四】『舜旧記』寛永六年閏二月廿五日条

次於当社將軍様楽人衆神前ニテ御祈禱樂アリ、次拙僧方へ菓子折、樂右近、伊豆子息<sup>(前掲)</sup>兩人也、豊国へ祇候之樂人衆也

吉田社に楽人たちが来て祈禱の奏樂をしているのであるが、そこで楽人たちは「將軍様楽人衆」と呼ばれている。しかもその楽人たちは「豊国へ祇候之

樂人衆」だといっているのである。寛永期には、寛永三年（一六二六）の後水尾天皇の二条城行幸で舞樂が行われた他、同年には徳川秀忠室崇源院の葬儀に楽人が動員され、寛永五年（一六二八）には日光東照社での家康一三回神忌で舞樂が行われるとともに江戸城で舞樂上覧が行われるなど、幕府の樂儀に三方楽所が出仕すること頻りであり、まさに「將軍様樂人衆」と称すべき程の活動を行っていたのである。元和五年（一六一九）には豊国社の舞樂装束が妙法院に移されているなど、もはや豊国社への奉仕は過去のものとなっていた。その楽人の活動の変貌ぶりに、梵舜としては豊国社から東照社へとという時代の流れ、豊臣から徳川へとという権力の移り変わりを感ぜずにはいられなかったことであろう。この後も、三方楽所は家康・秀忠・家光等の年忌法要のために度々関東へ参向していくこととなる。

おわりに

ここまで三方楽所の形成過程を時期的変遷に即して明らかにしてきた。天正期に天王寺楽人が朝廷に召し出され、南都・天王寺・京都の三方による奏演体制が始まった。実態的にはこれが近世三方楽所の始まりである。その後、朝儀の整備と、豊国社祭礼などの天下人の祭祀・法会を車の両輪として、公武の樂儀を担う三方楽所の動員体制が整えられていったのである。ここで注意しておきたいのは、「三方」の楽所が結集していくのと並行して、天王寺楽所・南都楽所という「一方」の楽所の定置も行われていることである。天王寺楽人においては、慶長六年（一六〇一）に四天王寺に寺領一〇〇〇石が寄進された際に衆徒・院家や公人など他の寺内構成員と並んで楽人三人が寺料の配当を受ける者として名を連ねており、寺役を担うものとされていた。<sup>(81)</sup> また、南都楽人においても、春日社・興福寺への領知宛行状である「惣朱印」の中に楽人分が計上されている他、「春日社樂所輩」として春日社の「神役」に付随する配当を受ける楽人も存在した。<sup>(82)</sup> 更に一部の京都楽人も

京郊に楽領・神楽領と呼ばれる領知を他の多くの地下官人と同様の形態で保持しているなど、三方楽所が結集していく中であっても「一方」の楽所独自の存在形態は温存されたのである。すなわち、近世の楽人は、公武に奉仕する「三方」としての枠組と、四天王寺や春日社・興福寺に奉仕する「一方」としての枠組という二つの枠組のもと両様に定義付けられたのであり、この二重性が近世楽人集団の大きな特質であると言える。

本稿では三方楽所の動向の具体相の解明に徹したが、今回明らかとなった事象を、中近世移行期の政治史や公武関係の変遷の中に位置付けていくことが次なる課題となろう。なお、近世三方楽所の制度的確立は、家領米の配当や三方及第などの楽所運営を規定する大和国平群郡の楽人領が宛行われる寛文期を待たなくてはならない。この楽人領宛行による制度的確立については、楽人領の性格にもかかわることであり、その検討は別稿に譲りたい。

付記：本稿は東洋音楽学会西日本支部第二五七回定例研究会（二〇一二年七月二一日、於京都教育大学）での報告に基づくものである。

注

- 1 この他、中近世移行期の雅楽については、千返楽祈禱について検討した（嶋津一九九三）、内侍所御神楽について検討した（西村二〇一四）といった成果がある。千返楽祈禱や内侍所御神楽は地下楽人のみならず堂上楽家の動向とも関わるものであり、当該期の雅楽界全体を把握する上で重要な要素であるが、本稿では地下楽人であるところの三方楽所の成立過程を主な検討対象とするため、これらの要素については今後の検討課題とする。
- 2 『山科家礼記』（史料纂集）統群書類従完成会、一九六七～二〇〇二。
- 3 『樂所奉行方宗綱卿記』（国立国会図書館所蔵）などによる。なお、応仁の乱後の楽儀の状況については（鶴崎一九九二）（坂本一九九四）参照。
- 4 『言国卿記』（史料纂集）統群書類従完成会、一九六九～一九九六。
- 5 『言国卿記』明応二年正月十六日条。
- 6 但し、右方舞人の大神行則のみ南都楽人の右方人である。
- 7 『言繼卿記』国書刊行会、一九一四～一九一五、『新訂増補言繼卿記』統群書類従完成会、一九六五。
- 8 『大乘院寺社雜事記』（続史料大成）臨川書店、一九七八。

- 9 『多聞院日記』（続史料大成）臨川書店、一九七八。  
長谷寺では康正二年（一四五六）の舞台供養で舞楽七番が奏されるなど大規模な舞楽が行われており（『大乘院寺社雜事記』康正三年五月十七日条）、応仁二年（一四六八）にも舞楽が行われている（『大乘院寺社雜事記』補遺四）。
- 10 白毫寺では例年三月八日の一切経供養で舞楽が行われていた（『大乘院寺社雜事記』寛正六年三月八日条、『多聞院日記』文明十年三月八日条・文明十六年三月八日条）。
- 11 般若寺では例年三月二五日の一切経供養で舞楽が行われていた（『多聞院日記』文明十年三月廿五日条・文明十六年三月廿五日条）。なお、明応三年（一四九四）には「冷人無之」とされている（『大乘院寺社雜事記』明応三年三月廿五日条）。
- 12 『大乘院寺社雜事記』明応元年十一月廿九日条に「今日薬師寺法会冷人舞楽在之」とある。
- 13 延徳四年（一四九二）の鑑真忌の舍利会に楽人が参向している（『大乘院寺社雜事記』延徳四年五月六日条）。
- 14 『多聞院日記』文明十六年十一月廿二日条。
- 15 『大乘院寺社雜事記』明応五年十一月廿六日条。
- 16 『蓮成院記録』（『多聞院日記』）天文二年四月八日条。
- 17 「永祿九年之記」（春日大社史料（東京大学史料編纂所架蔵写真帳、春日大社原蔵）永祿九年十一月廿七日条）。
- 18 保井芳太郎氏所蔵文書三二六「筒井順慶書状」（『大和古文書聚英』奈良県図書館協会、一九四二）。
- 19 「菊川一九九六」。
- 20 「川岸一九八八」。
- 21 「房顕覚書」（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』広島県、一九七八）。
- 22 畿島野坂文書一六八五「大秦広喜舞曲伝授状」（『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』広島県、一九七六、以下同）。なお、野坂安種は文明三年五月二〇日に畿島社の左舞師に任じられている（畿島野坂文書一八六八「畿島社神主袖判奉書」）。
- 23 浅野忠允氏旧蔵畿島文書一〇「大秦昌歳舞曲伝授状」（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』広島県、一九七八）。
- 24 畿島社の舞楽については（原田二〇一〇）参照。
- 25 『大乘院寺社雜事記』文明十三年四月廿四日条。
- 26 『紀伊統風土記』和歌山県神職取締所、一九一〇。なお、天野社の舞楽については（遠藤二〇一一）参照。
- 27 到津文書四〇四「某神事覚書案」（『大分県史料（二四）第一部 宇佐八幡宮文書之二』大分県史料刊行会、一九六四）。なお、宇佐宮における雅楽の変遷については（中野一九六六）参照。
- 28 『紀伊統風土記』。
- 29 「世良莞一編纂一九八〇」（上巻）一九八七。なお、東儀兼康については、『地下家伝（日本古典全集刊行会、一九三七～一九三八）』では天正一六年（一五八八）没となって
- 30

おり年代が合わない。筆者は典拠となつている大寧寺の墓碑を確認していないため、これについては後考を期す。

31 『言経卿記』(大日本古記録、岩波書店、一九五九〜一九九一) 天正七年正月五日条。また『お湯殿の上の日記』(統群書類従完成会、一九五七〜) 同日条にも「けふよりみの御かく三つつ、はしまる、天王寺かく人も三人まいる、けふは天王寺、しやう、大こ、かつこ、しやうこみなうつ」と見える。

32 『匿名土代』統群書類従完成会、一九九六。

33 宝永二年(一七〇五)の「楽人菌広音同成願書」(宮内庁書陵部所蔵東山御文庫)での菌家の主張によると、菌広遠は天正三年(一五七五)に朝廷に仕官し、御扶持方七石及び二条御池の屋敷を拝領したとされている。天王寺楽人自身による朝廷への登用に関する具体的な発言であり重要であるが、なお同時代史料からの裏付けが必要であるように思われる。

34 『南谷一九九〇』。

35 例外として、永禄六年の禁裏での懺法講に南都楽人の芝家が出仕し笛を奏している例がある(『お湯殿の上の日記』永禄六年九月四日条)。

36 『言経卿記』永禄九年五月廿四日条・同年六月五日条。

37 『言経卿記』永禄二年正月十七日条。

38 『伯氏新録』(国立国会図書館所蔵)。

39 『地下家伝』によると、豊親秋が天正元年八月に、山井景理が天正元年一〇月に卒している。

40 『言経卿記』には永禄年間における御楽の記事が数多く見られる。

41 『お湯殿の上の日記』天正十四年七月六日条。なお、天正一〇年(一五八二)に大徳寺で行われた織田信長の葬儀では楽人二五人が出仕しているが、その詳細は不明である(『晴豊記』(『晴右記・晴豊記』統史料大成、岩波書店、一九六七) 天正十年十月二日条)。

42 『兼見卿記』(史料纂集、統群書類従完成会、一九七二〜) 天正十五年正月十七日条。

43 『お湯殿の上の日記』天正十五年正月十六日・十七日、天正十六年正月十六日・十七日条。

44 『天正年中聚楽亭両度行幸日記』(統群書類従第四輯上 帝王部・補任部) 統群書類従完成会、一九二二。

45 『多聞院日記』天正十六年四月十七日条。

46 『行幸於聚楽舞楽目録』(本願寺文書)(東京大学史料編纂所架蔵謄写本) 一一二。なお、(平出一九五三)によって次の史料が紹介されている。

47 『史料一五』「多氏本家伝来断簡集」より

来二月上旬至聚楽行幸御申沙汰候、就者舞楽在之候よし、洛中舞楽人十五人可有出仕候、猶楽奉行二付敷殿可被仰候也

正月七日

京都舞楽人中

民部卿法印玄以(花押)

玄以から京都楽人一五人の出仕が求められており、ここから、三方それぞれ一五人宛の四五人という編成が企図されていたことが推測される。実際に出仕した人数との異同については後考を期す。

48 『兼見卿記』(『ビブリア』一一八〜一三二、天理大学出版部、二〇〇二〜二〇〇九) 文禄三年八月四日条。

49 なお、江戸時代においては朝儀に優先的に参仕する「御扶持人」に任じられる楽人は当初三八人、後に四二人であり、舞御覧等に参仕する楽人領の家領米の配当を受ける者は一方一七人宛の五一人である。ここで定まった四五人体制との関係についてはなお検討を要する。

50 『言経卿記』天正十年四月廿日条

51 『義演准后日記』(史料纂集、統群書類従完成会、一九七六〜) 慶長二年七月十八日条、『舜旧記』(史料纂集、統群書類従完成会、一九七〇〜一九九九) 同日条。

52 (小野一九七二)によると、伝供とは大法会において仏前に供物を捧げる作法であるが、僧侶に加えて菩薩・迦陵頻・胡蝶と称される楽人も参仕し、芸能的な趣を含むものであった。

53 『義演准后日記』慶長三年八月廿二日条。

54 『中臣祐範記』(史料纂集、八木書店、二〇一五) 慶長三年八月廿一日条に「明日廿二日新大仏堂供養有之、伶人衆其舞樂二上洛之間」と見え、堂供養に際して南都楽人が上洛していることが知れる。

55 『お湯殿の上の日記』慶長三年八月廿一日条。

56 『お湯殿の上の日記』慶長三年七月卅日条。

57 『お湯殿の上の日記』慶長三年八月七日条。

58 『お湯殿の上の日記』慶長三年八月廿三日条。

59 『言経卿記』慶長四年八月廿七日条。

60 『豊国大明神舞楽人衆御支配帳』(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。

61 北少志、中兵衛、新兵庫頭と少なくとも三人の南都方右方人の名が見える。南都方右方人は、江戸時代には、朝廷への参勤機会を規定する「御扶持人」や、楽人領家領米の配当を受ける者に含まれることはなく、三方楽所全体での楽儀に参勤することは、菩薩人としての所役や代勤などを除いて基本的にはなかった。

62 人数が判明する事例は多くないが、多い時で慶長六年(一六〇二)元旦の神事の二三人(『舜旧記』慶長六年正月朔日条、少ない時で慶長一七年(一六一二)九月一八日の神事の二人(『舜旧記』慶長十七年九月十八日条)という数字が見える。

63 『舜旧記』慶長十五年八月十九日条。

64 『お湯殿の上の日記』慶長三年七月廿九日条。この時には舞楽が六番演じられており、「なら、天王寺、きやうのかく人も廿四人まいる」とある。

65 『言経卿記』慶長四年八月廿七日条。「京都、奈良、天王寺等伶人廿五人参了」とある。

66 『禁裏御蔵職立人家文書』京都市歴史資料館、二〇一二。

67 『楽家録』(現代思潮社、一九七七) 卷之四十六「旧所楽工」にも豊国社が挙げられて

おり、「豊国愛宕郡東浦島神楽及舞楽三所之楽工勤役之、今断絶畢、蓋其修之間僅十箇年余乎」とある。

68 天正一慶長期にかけての朝儀の執行状況は「北堀二〇〇九」がまとめている。

69 「西山一九五九」引用のものによる。多家原蔵。原本は未見である。

70 豊国社における楽人の出仕を伴う神事は、破却直前の七月七日に至るまで行われていた（『舜旧記』慶長廿年七月七日条）。

71 『源敬様御代御記録』（史料纂集、八木書店、二〇一五）慶長廿年閏六月廿七日条、『舜旧記』慶長廿年閏六月廿八日条。

72 『言緒卿記』（大日本古記録、岩波書店一九八五・一九九八）元和二年十月五日・六日・廿四日・廿七日、十一月十日条。

73 「職忠日記」（京都府立総合資料館蔵）元和三年四月十七日条。なお、（小川一九九八）はこの時の楽人数を『元寛日記』（内閣文庫所蔵史籍叢刊、汲古書院、一九八六）をもとに「坊主楽人八人」の小規模なものであったとしているが、これは菩薩人の数を指すものかと思われる。

74 「孝亮宿禰日次記」元和四年四月廿日条（『大日本史料』二二・二九）。

75 「東照宮神忌并遷宮奉幣等」（『大日本史料』二二・一五）。

76 「職忠日記」。

77 「禁裏東武并舞楽之記」一（四天王寺楽人林家楽書類（京都大学附属図書館所蔵））。

78 「大猷院殿御実紀」（『徳川実紀』国史大系、吉川弘文館、一九六四（一九六五）寛永三年十月十八日条）。

79 「衆清録」（『日本楽道叢書』臨川書店、一九八八）寛永五年四月条。「大猷院殿御実紀」寛永五年六月朔日・五日条。

80 『舜旧記』元和五年二月三日・八日、三月二日条。この時妙法院に移された舞楽装束の詳細は次の史料によって知れる。豊国社で行われた舞楽の実態を考える上で重要な史料であるので全文を記す。

【史料一六】「園広遠等連署太平楽装束等目録」（『妙法院史料第五卷 古記録・古文書一』吉川弘文館、一九八〇）

太平楽装束四人前

甲 四刎

鎧 四人前

太刀 三腰

魚太刀 四腰

肩袋 八ツ

帯袋 四ツ

籠手 八ツ

臙宛 八ツ

負胡 四ツ

小道具ノ分

鶏台 式ツ

振鼓 壹ツ

鞆鼓但敷 壹ツ

三ノ鼓 式ツ

白はり三下 四人前

烏帽子 同

柁 六本

同ひれ 四ツ

綿鞋 壹足

太鼓ノ撥大小八ツ

陵王装束壹人前

面 壹ツ

同帽子 同

袍 同

打懸 同

袴 同

撥 同 納蘇利装束式人前

面 式ツ

同帽子 同

袍 同

打懸 同

袴 同

撥 同

採桑老装束壹人前

袍 壹ツ

腰帶 同

狛梓装束四人前

袍 四ツ

打懸 四ツ

袴 同

竿 四本

常ノ装束四拾五人前

半臂 四拾四

下襲 四拾五

上袴 同

鳥甲 四拾四

石帯 同



蹴懸 十八足

赤袍 六ツ

もへきノ袍同

抜頭装束老人前

袍 壹ツ

打懸 同

袴 同

面 同

撥 同

還城装束老人前

袍 壹ツ

袴 同

打懸 同

面 同

蛇 壹筋

面帽子 壹ツ

撥 同

鉦鼓ノ撥 六ツ

後參ノ撥 式ツ

太鼓鉦鼓水引 四はり

太鼓ノ舞台ノきほうし 八ツ

鉦鼓舞台ノきほうし 八ツ

舞台ノきほうし 八ツ

鉦鼓 四ツ

幕 壹はり

大太鼓 式ツ

同しらへ有

荷太鼓 はう有 式ツ

荷鉦鼓ノはう 式ツ

大太鼓ノ台 同登橋有

鉦鼓台 式ツ有

以上

元和五年 園若狭守

二月七日 広遠 (花押)

窪但馬守

近只 (花押)

安信飛驒守

季房 (花押)

妙法院御門跡様御内

松井左京殿

81 「四天王寺坊領并諸役人配分帳」(「四天王寺古文書」清文堂出版、一九九六)。

82 「寛文朱印留 下」四九一(国立史料館、一九八〇)。なお、「惣朱印」及び春日社・興福寺領については「幡鎌一九九六」参照。

83 「指上申一札之事」(南都楽人辻家資料(国立歴史民俗博物館所蔵))。なお、南都楽人と春日社・興福寺との関係については(山田二〇一四)参照。

84 「慶長六年領知之帳写」(「禁裏御蔵職立入家文書」)。

参考文献

遠藤徹 二〇一一「天野舞楽の史的展開」(「天野社舞楽曼荼羅供―描かれた高野山鎮守社丹生都比売神社遷宮の法楽―」岩田書院)

小川朝子 一九九八「近世の幕府儀礼と三方楽所―將軍家法会の舞楽を中心に―」(「中近世の宗教と国家」岩田書院)

小野功龍 一九七二「伝供について(菩薩・迦陵頻・胡蝶による献供作法をめぐって)」(「雅楽界」五〇、小野雅楽会)

上参郷祐康 一九八七「山口の大内文化と音楽―記念碑「箏曲組歌発祥之地」と大内氏に殉じた楽人たち」(「季刊邦楽」五一、邦楽社)

川岸宏教 一九八八「四天王寺の舞楽とその伝播」(「新修大阪市史 第二卷」大阪市)

菊川兼男 一九九六「中世淡路の舞楽料田と楽人集団―淡路人形芝居発祥地に関連して―」(「護国寺誌」護国寺住職三富義円)

北堀光信 二〇〇九「三方楽所の成立と南都楽人」(「地方史研究」五九(二)、地方史研究協議会)、のち同著「豊臣政権下の行幸と朝廷の動向」(清文堂出版、二〇一四)に収録。

坂本麻実子 一九九四「応仁の乱後の天皇家の雅楽」(「桐朋学園大学研究紀要」二〇)

嶋津宣史 一九九三「千返楽祈禱について―十六世紀宮廷における法楽御会の一様相―」(「國學院雑誌」九四(一一二))

世良莞一編纂 一九八〇「曹洞宗瑞雲山大寧護国禪寺略史」瑞雲山大寧寺

鶴崎裕雄 一九九二「水記」に見る管絃御遊―古代文化の継承と変容―(「戦国期公家社会の諸様相」和泉書院、初出一九八五)

寺内直子 二〇一〇「江戸時代における雅楽伝承の流派(序説)―慶長八年京都楽人地図」(「日本文化論年報」一三、神戸大学大学院国際文化学研究所日本学コース)

中野幡能 一九六六「宇佐宮楽所の成立とその変遷」(「大分県立芸術短期大学研究紀要」四)

西村慎太郎 二〇一四「近世公家家職の展開と内侍所神楽」(「歴史評論」七七一、校倉書房)

西山松之助 一九五九「家元の研究」岩波書店

幡鎌一弘 一九九六「近世興福寺領覚書―内部構成と支配論理の特質―」(「天理大学学報」

一八一)

原田佳子 二〇一〇『嚴島の祭礼と芸能の研究』芙蓉書房出版

平出久雄 一九四〇「徳川時代雅楽家の経済的一断面(一)―徳川幕府が雅楽家に与へた

庇護に就いて―」(『歴史と国文学』二二(三)、大洋社)

平出久雄 一九四〇「徳川時代雅楽家の経済的一断面(二)―徳川幕府が雅楽家に与へた

庇護に就いて―」(『歴史と国文学』二二(六)、大洋社)

平出久雄 一九四一「徳川時代雅楽家の経済的一断面(三)―徳川幕府が雅楽家に与へた

庇護に就いて―」(『歴史と国文学』二三(一)、大洋社)

平出久雄 一九五三「雅楽漫稿」(『雅楽界』三五、小野雅楽会)

南谷美保 一九九〇「安土桃山時代の雅楽家について―三方楽所の成立をめぐる一考察

―」(『四天王寺国際仏教短期大学部紀要』三〇)

山田淳平 二〇一四「近世南都楽人と春日社・興福寺」(『東大寺図書館所蔵中村純一寄贈

文書調査報告書』吉川聡)

# The formation process of *Sanpō-gakuso*

YAMADA Jumpei

In this study I considered the formative process of *Sanpō-gakuso* 三方楽所 which consists of *Nanto-gakunin* 南都楽人, *Tennōji-gakunin* 天王寺楽人 and *Kyōto-gakunin* 京都楽人. After the Ōnin War (1467-1477), the system whereby *Nanto-gakunin* and *Kyōto-gakunin* served the Imperial court continued without changing from the prewar, although the scale was reduced. *Tennōji-gakunin* came to serve the Imperial Court from the Tenshō era (1573-1592) because *Nanto-gakunin* and *Kyōto-gakunin* had become unstable. By the assignment of *Tennōji-gakunin*, it became possible to have performances by more than 40 musicians. In the Keichō era (1596-1615), *Sanpō-gakuso* came also to serve *Hōkokusha* 豊国社 shrine as well as the Imperial Court. At the time, the *Hōkokusha* was the center of the system of *Sanpō-gakuso*. The scale of the musician rallied by *Hōkokusha* was also going to be being taken by rites of the Edo shogunate. *Sanpō-gakuso* was formed in order to serve both the Imperial Court and warrior government.

Keywords: *Gagaku*, *Nanto-gakunin*, *Tennōji-gakunin*, *Kyōto-gakunin*